

青木人志『動物の比較法文化 動物保護法の日欧比較』
審査報告

2002年12月11日

一 はじめに

本書の標題にある比較法文化という概念は、法律学の世界ではかなり新しい領域に属する。「新しい」というのには二つの意味がある。第一に、比較法文化がこれまで必要とされてこなかった、ということである。法解釈学を中心とする伝統的法律学のなかに比較法文化などというものが存在する余地はなかった。第二に、それにもかかわらず、現代の歴史的・社会的状況が比較法文化を求めている、ということである。世界が相互交流を深めれば深めるほど、共通なものと異質なものと、普遍的なものと固有なものとの交流と対立が意識される。それが、比較の必要性を生み出す。法の世界でいうと、まず条文の比較が行われる。しかし、もし、共通性や差異性を単に条文の比較にとどめず、さらに深いところから考えようとすると、それぞれの地域の歴史や伝統、行動様式や精神構造、美意識や価値観、つまりその集合的表現としての文化にまで進まなければならないであろう。ここに生まれるのが、法文化の比較つまり比較法文化である。

比較法文化的研究はこれまでも散発的に行われ、優れた成果を残してきた。川島武宣教授の『日本人の法意識』（岩波新書）などはその代表例であろう。だが、それはあくまで自己の研究領域との関連のなかで、言わば応用的に行われたもので、比較法文化研究という方法的自覚のもとに遂行されたわけではない。また、川島教授の作品は、西洋近代法と日本人の法意識の間にある、違和や差異を見事に指摘、分析したものではあるが、その立脚するところは西洋近代法の普遍性への確信だったように思える。しかし、最近の比較法文化研究は、レヴィ・ストロースの構造主義人類学による、文化の相対化をふまえた、西洋中心主義的世界認識の否定、少なくともそれへの懐疑を基礎に据えている。

その意味で、比較法文化研究は新しいが、それだけの必然性と可能性をもった研究領域ということが出来る。ただ、新しいだけに、一定の方法論と学問的厳密さをもった研究はなお少ない。このような状況のもとで、学問としての比較法文化論の構築を目指し、「比較法文化研究のひとつのあり方を、動物法を素材にして具体的に提示してみせること」を目指したのが本論文である。

二 論文概要

その章別の編成は次のとおりである。

- 第1章 本研究の目的と方法
- 第2章 イギリスにおける動物保護法の生成と展開
- 第3章 フランスにおける動物保護法の展開
- 第4章 ドイツ語圏における動物保護法の体系化
- 第5章 日本における動物保護法の歴史と現状
- 第6章 動物法をめぐる「法文化仮説」
- 第7章 動物に法人格は認められるか 動物法の未来を展望する

第1章では、「動物の比較法文化」を研究対象とする理由が示される。まず、日本における法文化研究状況を示したうえで、法文化をめぐるフリードマンとコタレルの論争が紹介される。フリードマンは法文化研究の必要性を強調するが、コタレルはその曖昧さを厳しく批判した。青木氏はコタレルの批判の的確さを認めるが、フリードマンが「断片的な比較」から法文化の研究を始めるように提案していることに賛意を示す。いきなり「法文化とは何か」を論ずるのではなく、個別の主題から議論を始めるのが着実だという。そこで氏が示すのが「動物をめぐる比較法文化」である。動物を対象とするのは、日本の動物法には顕著な特質があること、また動物法が「動物観」や「価値観」といった「文化」の問題に密接に関わっているからである。

第2章では、動物保護法の生みの親イギリスにおける動物法の歴史が考察される。ここでは、最初の動物保護法マーチン法（1822年）の成立と改正を中心に、虐待から保護されるべき動物種が家畜からイヌ、ネコに及び、1966年法では「野生の哺乳類」まで拡大したこと、独自の「残虐」意識によって「虐待類型」が定められたこと、また動物保護団体が当初から存在し、専従の調査員による告発によって動物保護を実効性あるものとしてきたことが指摘されている。

第3章では、フランスを対象とし、グラモン法（1850年）刑法典における「動物に対する残虐行為罪」（刑法第453条）の新設及びその裁判例、動物実験や1999年1月6日法の問題が扱われる。フランス動物法はイギリス動物法の影響を受けこれを展開したこと、保護対象はイギリス法ほど広範でないこと、虐待の類型が曖昧なこと、動物保護団体が大きな役割を果たしていること、最近の立法によって保護と同時に動物管理立法も成立したことが指摘されている。

第4章では、ドイツ、スイス、オーストリアというドイツ語圏の動物保護法が分析される。ここでは、西欧的動物保護法の「体系化」が行われたことが明らかにされる。ただ、その背後にナチスの後押しとユダヤ教の屠殺方式への反感があったこと、しかし現在、ドイツやオーストリアでは、民法典や民事訴訟法典にも動物の地位向上の明文規定が入り、動物は単なる「物」ではないこと、「同じ被造物としての人間の責任」が強調されていることも指摘されている。動物保護団体が強力なのはここでも同じである。

第5章では日本における動物法の歴史と現状が問われる。日本の動物保護規定は旧刑法の「動物殺傷罪」だが、指導したボアソナードと日本人委員との間に意見の齟齬があったことが示される。その後の発展はあまりないが、最近「動物の愛護及び管理に関する法律」（2000年12月1日施行）が出され、一気に西欧の水準に近づいたことが注目される。だが、概して「わが国の動物虐待罪規定の活用状況は、ヨーロッパ諸国と比較すると、これまできわめて低調である。その背後には手続法上の制度の相違があり、その問題はわが国社会全体のあり方にかかわる」。

第6章では、これまでの考察から、動物法に関する日本の法文化の特質として、日本法は「ごんぎつね型」・「都市型」・「中間団体不信型」であり、西欧法は「創世記型」・「農村型」・「中間団体信頼型」であることが「暫定的に」結論づけられる。

第7章では、近代法が前提としてきた「人物」二元論のもとに動物を「物」とする認識が西欧法では揺らぎつつあることをふまえて、近時盛んになりつつある「動物の権利（アニマル・ライツ）論を「法人論」という形で分析する。青木氏の結論は「動物の法人化は

理論的には可能であるが現実的には困難である」というものである。そのうえで、最近の動物をめぐる諸問題について、こう結論する。「今後われわれは、このうちどのような立場にいる動物を、どの程度、どんなやり方で、人間界の法文化に組み入れていけばいいのか。動物の法人格の問題は、大きな観点から言えば、そのような文化的選択の問題に属する。」

三 評価

本論文は、多くの評価すべき成果を挙げている。

第一に、各章の題目から明らかなように、著作はかなり具体的かつ実定法的に「動物保護法」の比較研究を行っている。これは、その意味において、画期的な比較法文化論である。これが画期的だというのは、「日本の法文化」というように、これまで一般的だった茫漠とした法文化論ではなく、具体的な問題に即した「個別研究」を行うことを宣言し、実行しているからである。大伽藍も、石や煉瓦の積み重ねによってしかできない。このことを明確に宣言し、方法的に自覚化したのは本論文がはじめてであろう。

また、第二に、宣言しただけでなく、著者はこれを西洋諸国や日本の多数の動物保護法を素材として綿密に比較法的に考察を進め、多数の法文や判例を詳細に提示、検討している。この実証主義的方法も、これまでの感覚的ともいえる法文化論と比べると、長所である。

第三にテーマ設定が優れている。この新しい方法の成否は、いつにテーマのよしあしにかかっている。対象とする素材が的外れでは、伽藍を構成する煉瓦にもならない。この点で、青木氏が苦勞の末に探し当てた素材は実に的確だったとあってよい。動物法に着目した理由はすでに紹介したが、それは、日本において比較法文化論を研究することの意味を考え抜いたうえでの選択だったことを示している。実際、人と動物との関係は、とくに西洋諸国や日本の文化的特質を考えるうえでひとつの有力な手がかりであることは、これまでも鯖田豊之『肉食の思想』(中公新書)や池上俊一『動物裁判』(講談社現代新書)などによって示されてきた。本書は、これをあらためてより実証的に確認するものとなっている。著者によると、欧米では人の全動物への支配者としての責任に由来する動物「保護」がうたわれるが、日本ではペットを主とする動物への倫理的アプローチから「愛護」が強調され産業動物や実験動物が規制から排除されるという。動物に対する姿勢の法的表現を通じて、これを明らかにしたのは青木氏の独創である。

第四に、比較法文化論に現代的意味と広い意味での実務的性格を付与したことも重要である。動物保護法の問題は、いろいろな意味で非常に現代的で緊迫した論点を含んでいる。例えば、著作では、ナチス政権が動物保護にきわめて熱心だったことやスイスにおける麻酔屠殺の憲法規範化(連邦憲法第25条の2・旧規定)がユダヤ教的屠殺方式への反感と関連あることが指摘されているが、これは、かなり深刻な問題である。それはまた、とくにイスラム教の屠殺方式などのかかわりにおいても、現代的な論点となっている。さらに、実験動物やいわゆるアニマルライツの問題は、日本においても早急に取り組みねばならない課題であろう。ちなみに著者は、動物権論者ではない。また、フランスの動物保護団体が団体私訴権を有し裁判においても活躍しているという事実は日本における訴訟のあり方にとっても示唆的である。さらに、動物を単純に「物」に分類しえない状況から、近代法の大原則である「人/物」二元論が揺らぎつつあるという指摘も重要と思われる。こういっ

た問題は将来の課題とされているが、法文化論的研究が長期的には「具体的な立法論へとつながる可能性」があることを青木氏自身が明記している。これは、氏の法文化論の一特質としてよいであろう。

最後に、学際的性格をあげることができる。本論文は「動物」を対象とした点で、法学のみならず、医学や農学など自然科学の分野にまで射程が及んでいる。事実、農学や医学系の研究者による書評や論及もすでに見られる。社会科学の学際化が求められている現在、これも評価すべき点であろう。

青木氏の基本的姿勢は、最初に言及したように、厳密な学問としての「比較法文化論」を完成させることである。本論文がその狙いを着実に進める、大きな一歩となったことは間違いない。この意味で、本論文は日本における比較法文化研究に画期をなす貢献をしたものと評価することができる。

むろん、本論文にも難点がないわけではない。青木氏は法文化論に具体性と検証性を与えるためにあえて国家法的レベルでの比較に限定して議論を進めるが、法文化という場合、色々な意味でもう少し広い外延の設定も可能であろう。また、動物の法文化類型について「ごんぎつね型」と「創世記型」を挙げるのは、そのネーミングの面で、厳密な考証を旨とする他の議論と比較すると、いささか浮いた印象を与える。しかし、前者は将来の課題であり、後者は本論文の価値を下げるほどのものではない。

四 結論

以上の評価および所定の試験の結果に基づき、審査員一同は、青木人志氏に一橋大学博士（法学）の学位を授与するのが適当であると判断する。

山内進（主査）
西村幸次郎
森村進